明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働三七）　一
○気象業務法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一七）　六
〔告　示〕
○文化財を登録有形文化財に登録する件（文部科学二七）　七
○登録有形文化財の登録を抹消する件（同二八）　一五
○降水粒子の分布及び状態を測定するレーダーの基準等（気象庁一）　一七
○道路に関する件（東北地方整備局二五～二七）　一七
○都市計画に関する件（関東地方整備局五三～六六）　一八
○道路に関する件（同六七、六八）　一九
○道路に関する件（九州地方整備局二四）　二〇
〔官庁報告〕
令和五年度第三・四半期における予算使用の状況（内閣官房事項）　三〇
令和五年度第三・四半期における国庫の状況（同）　七二
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　六
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　六
〔公　告〕
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
国立大学法人奈良先端科学技術大学院参加者事前確認公募関係　二四
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　二五
会社その他
会社決算公告　二六

省令

○厚生労働省令第三十七号

戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第五十一条及び関係法令の規定に基づき、戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月六日

厚生労働大臣　武見　敬三